

## 無料低額宿泊所に係る省令基準の内容

●は「標準とすべき基準」 ○は「参酌すべき基準」

## 1 設備に関する基準について(主なもの)

項目	基準の概要	備考
(規模)	● 5人以上の人員を入居させることができる規模	省令第十条
(建築基準、消防基準)	○ 建築基準法、消防法の規定を遵守する。 ○ 消火器の設置、自動火災報知設備の設置等、防火対策の充実に努める。	省令第十二条
(居室の要件)	● 床面積7.43㎡。ただし、地域の事情に応じ4.95㎡以上 ○ 1居室定員1人。地階に設けない。居室の扉は堅固なものとし、居室ごとに設け、出口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面している。 ○ 間仕切壁は、天井まで達している堅固なもの	
(居室以外の設備の要件)	○ 設置しなければならない設備 ・ 炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場 ○ 必要に応じて設けるべき設備 ・ 共用室、相談室、食堂、その他必要な設備 ○ 上記設備の最低基準について ・ 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。 ・ 洗面所、便所 入居定員に適したもの ・ 浴室 浴槽を設け、入居定員に適したもの ・ 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したもの	

## 2 職員に関する基準について(主なもの)

項目	基準の概要	備考
(職員配置)	● 施設長 1名 ● 職員 入居者数及び提供するサービス内容に応じた数 ● 日常生活支援住居施設として、生活扶助の委託を受ける場合、当該施設の職員の配置要件を満たした数	省令第十三条
(職員の資格要件)	● 施設長の資格要件(次のいずれかの事項を満たすこと。) ・ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ・ 社会福祉事業等に2年以上従事した者 ・ 上記のいずれかの者と同等以上の能力を有していると認められる者 ● 職員の資格要件 ・ できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ・ 施設長及び職員その他の運営に関する者は、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。	省令第六条

## 3 運営に関する基準について(主なもの)

項目	基準の概要	備考
(入居申込者等に対する説明等)	● サービス開始の際、文書を交付して説明し、文書で契約締結する。 ● 契約において、契約期間及び解約に関する事項を定める。 ● 契約期間満了前には、入居者の意向を確認し、福祉事務所等と無料低額宿泊所の継続利用の必要性を協議する。 ● 解約に際し、入居者の権利を不当に狭める条件を定めない。 ● 解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定める。 ● 契約において、保証人を立てさせない。	省令第十四条
(入退居)	○ 本人の状況等の把握に努める。 ○ 入居者の病気療養等により、適切なサービスを提供することが困難な場合は、他の必要な援助に努める。 ○ 居宅移行等の援助を行う場合、福祉事務所などとの連携を図ること。	省令第十五条
(利用料の受領)	○ 入居者から利用料として受領できる費用 食事の提供に要する費用、居室使用料、共益費、光熱水費、日用品費、基本サービス費、入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用(日常生活支援住居施設として認定を受けた施設に限る。)	省令第十六条
(サービス提供の方針)	○ 入居者の健康保持に努め、心身の状況や希望に応じたサービスの提供、生きがいをもって生活できる機会を適切に提供する。 ○ 共有部分の円滑な使用に配慮した運営を行う。 ○ 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行う。 ○ 丁寧にサービスを行い、理解しやすいように説明を行う。	省令第十七条

## 無料低額宿泊所に係る省令基準の内容

項目	基準の概要	備考
(運営規程)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業目的及び運営方針、職員数及び職務内容、入居定員、サービス内容及び利用料、非常災害対策、施設の利用にあたっての留意事項を盛り込んだ運営規程を整備する。</li> <li>○ 運営規程を定め、又は変更した時は、都道府県等に届け出る。</li> </ul>	省令第七条
(非常災害対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てる。</li> <li>○ 通報連絡体制を整備し、定期的に職員へ周知する。</li> <li>○ 避難訓練及び消火訓練を年1回以上実施をしなければならない。</li> </ul>	省令第八条
(記録の整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設備、職員、会計の記録、サービスの状況に関する記録等を整備する。</li> </ul>	省令第九条
(食事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 量、栄養、心身の状況、嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。</li> </ul>	省令第十八条
(入浴)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1日1回。やむを得ない事情がある場合は、週3回以上の頻度</li> </ul>	省令第十九条
(状況把握)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況把握を原則1日1回以上</li> </ul>	省令第二十条
(日常生活金銭管理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居者本人が行うことが原則</li> <li>○ 金銭管理に支障がある入居者のうち、希望するものに対し、金銭管理することを妨げない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金銭管理に係る制度をできる限り活用する。</li> <li>・ 日常生活を営むために必要な金額に限る。</li> <li>・ その他の財産と区分する。</li> <li>・ 入居者の意思を尊重して管理する。</li> <li>・ 入居等に係る契約とは別に、金銭管理に係る契約を行う。</li> <li>・ 金銭の出納を行う場合は、適切な体制を整備する。</li> <li>・ 入居者ごとに帳簿を整備し、定期的に入居者本人に報告を行う。</li> <li>・ 退居する場合、速やかに、金銭を返還する。</li> <li>・ 管理規程を設ける。</li> <li>・ 管理規程を定め又は変更した時は、都道府県等に届け出る。</li> <li>・ 生活保護受給者の金銭管理契約締結時又は変更時には、福祉事務所に報告を行う。</li> <li>・ 都道府県等の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておく。</li> </ul> </li> </ul>	省令第二十六条
(定員の遵守)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</li> </ul>	省令第二十四条
(衛生管理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。</li> <li>○ 感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。</li> </ul>	省令第二十五条
(掲示及び公表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他サービスの選択に必要な事項を掲示する。</li> <li>○ 運営規程及び収支等の状況を公表する。</li> </ul>	省令第二十七条
(秘密の保持)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員は業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>● 職員であった者が、業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	省令第二十八条
(苦情への対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 苦情を受け付ける窓口の設置、苦情内容の記録、都道府県等の指導・助言に応じた改善及びその報告、運営適正化委員会の調査等への協力を行わなければならない。</li> </ul>	省令第三十条
(事故発生時の対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県等への連絡及び事故に関する必要な措置を行う。</li> <li>● 事故に関する記録を行う。</li> <li>● 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償を行う。</li> </ul>	省令第三十一条

### 4 サテライト型住居の設置に関する基準について(令和4年4月1日施行)

項目	基準の概要	備考
(サテライト型住居の設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本体施設(入居定員5人≦10人の施設)と一体的に運営される付属施設として、利用期間が原則1年以下であって入居定員が1人≦4人のサテライト型住居を設置することができる。</li> </ul>	省令第十一条
(移動距離)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サテライト型住居は、無料低額宿泊所から概ね20分程度で移動できる距離に所在するものであって、入居者のサービス提供に支障がないものとする。</li> </ul>	
(サテライト型住居の数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設長の要件を満たす者が施設長のみの場合 4か所以下</li> <li>○ 施設長の要件を満たす者が施設長以外に1人以上配置されている場合 8か所以下</li> </ul>	
(入居定員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本体施設とサテライト型住居の入居定員の合計は次に定める人数とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設長の要件を満たす者が施設長のみの場合 20人以下</li> <li>・ 施設長の要件を満たす者が施設長以外に1人以上配置されている場合 40人以下</li> </ul> </li> </ul>	
(記録の整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サテライト型住居は、日々の状況把握の実施に係る記録を整備すること。</li> </ul>	
(適用の特例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な設備の設置は、本体施設及びサテライト型住居のそれぞれに適用する。</li> </ul>	省令第三十二条